

○「議案第８４号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 森林環境税創設の経緯について**

森林環境税は、国において、森林整備等を行うことを喫緊の課題と捉え、その財源を確保し施策を進めることを目的として創設されたものであり、森林整備により、地球温暖化の防止、防災、国土保全、水源かん養など、国民に広く利益が及ぶものであることから、市民税の均等割額へ一律に上乗せするものと認識している。新たな税負担による国民の負担感を勘案し、東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分の個人住民税の引上げが終了する令和６年度に合わせて、賦課徴収を開始するものである。

*** 法人に対する賦課徴収について**

森林整備等による効果は国民に広く及ぶことから、森林環境税は、個人を課税対象とするものであり、対象に法人は含まれていない。

*** 都市部における森林環境税の徴収について**

各市町村に譲与される森林環境譲与税の譲与額については、５割を私有林人工林面積、２割を林業就業者数、３割を人口から換算して、それぞれ按分するものとされている。徴収された森林環境税は木材利用の促進に活用されるため、譲与基準において人口を加味しており、木材利用が想定される都市部においても一律に徴収するものと認識している。

*** 本市における森林環境譲与税の譲与額について**

令和元年度の決算額が約５，７００万円、令和２年度及び令和３年度の決算額が約１億２，０００万円、令和４年度及び令和５年度の予算額は約１億６，０００万円となっている。

*** 森林環境譲与税の使途について**

学校の木質化、ナラ枯れ対策を含む緑地保全等の財源として活用している。

*** 産業系事業者におけるＣＯ₂排出量について**

財政局としては把握していない。

*** 大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税減額の効果について**

わがまち特例の適用には、令和７年３月末までに、修繕積立金を引上げ、管理計画の認定を受け、大規模修繕の工事を完成させること等の要件があり、マンションごとに要件充足の状況が様々であるため、具体的な件数や影響額を見込むことは困難であると認識している。

*** マンション管理計画認定制度の周知方法について**

まちづくり局と協同し、川崎市マンション管理適正化推進計画に基づき、マンション管理計画認定制度について、各マンションへ周知を行っていく。

*** マンション管理状況届出制度の整備について**

当該制度は財政局の所管ではないため、答弁することが困難である。

*** 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の対象数について**

特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等の数は把握できていないが、現在課税している原動機付自転車のうち、定格出力が0.6キロワット以下のものは、約700台存在していることを確認している。

*** 3輪車両の取扱いについて**

3輪車両はミニカーに分類され、市内に約900台存在しているが、うち約70台が動力源を電動とするものであることを確認している。当該車両が特定小型原動機付自転車に該当するか否かについて、来年度の課税に向けて調査を実施した上で納税の通知を行っていく。

《意見》

*** 全国都市緑化かわさきフェアの開催に向けて、森林環境税及び森林環境譲与税を活用したナラ枯れ対策や緑地保全について、まちづくり局と連携した取組を促進してほしい。**

*** 放置された特定小型原動機付自転車への対応を含め、関係局と連携し、取組を進めてほしい。**

*** 森林環境税は、CO₂排出量の多い法人には課税せず、また、市民税の均等割額に上乗せし、低所得者にも一律に負担増を強いるものであるため、当該税の賦課徴収方法を定める本件議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第85号 川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*** 森林環境税は、法人には課税しない一方で、市民税の均等割額の賦課徴収と併せて行い、低所得者にも一律に負担増を強いるものであるため、当該税に関する事務分掌を定める本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第87号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 部会設置の必要性について**

南部市場における継続的かつ健全な運営を実現するためには、立地や場内施設等の具体的かつ物理的な内容に踏み込んだ詳細な検討が不可欠であることから、各種分野の専門的知見を有した学識経験者によって構成された部会を設置するものである。また、今回の条例改正により、運営方針の決定過程において、審議会と部会の関係性をより明確にする効果があるものと考えている。

*** 臨時委員の選定方法について**

建築の専門家、官民連携に精通した学識経験者、市場会計の健全化に資する

公認会計士及び弁護士を想定しており、北部市場の先行事例を参考に、適切に選定を行っていく。

*** 部会における検討結果の反映について**

部会における検討結果は、親会である審議会に報告し、これを踏まえて議論、諮問を行っていくこととなる。

*** 川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会の開催状況について**

令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催していないが、令和元年度に２回、令和４年度に１回開催している。学識経験者、卸売業者及び消費者団体の代表者を構成員として、それぞれの専門的知見に基づき、今後の南部市場の経営方針についての議論を行っている。令和４年度開催の審議会では、今後の流通の変化を把握すべきとの意見、食品ストック機能の重要性に関する意見、羽田空港に近い立地を生かした取組に関する意見、災害時における市場の役割に関する意見などが出された。

*** 南部市場の運営における民間活用について**

南部市場は市民生活に密着した重要な施設であると認識しており、市民にとってより良いものとなるよう、他都市の状況を踏まえながら、今後の運営方針の検討を進めていきたいと考えている。

*** 卸売市場法改正に伴う取引規制について**

卸売市場法の改正に伴い、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則等が廃止されることとなったが、本条例改正においては、当該取引規制の取扱いに変更を加えるものではない。

《意見》

* 一般財源からの財源充当の課題がある中で、客観的かつ公正な議論がなされるように、審議会及び部会の運営に当たって適切に対応してほしい。

* 部会での運営方針の検討においては、議会からの指摘を踏まえた上で、議論を深めてほしい。

* 卸売市場法の改正により卸売市場の公的役割が後退するものと考えているため、法改正に基づいた本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０４号 川崎市新本庁舎のコミュニケーションエリア什器の取得について」

《主な質疑・答弁等》

*** 各什器の利用方法について**

高さ調整が可能な上下昇降テーブルは立ち作業に使用できるほか、市民利用も想定しており、障害者の方も利用しやすいものとなっている。また、ミーティングブースは、職員同士の打合せや市民相談の際に使用し、ソロワークブースは、職員が集中して作業を行う際に使用し、パーソナルテーブルは、ソロワークブース（ソファەر体型）と組み合わせて使用することを想定している。

*** 各什器の単価について**

上下昇降テーブルが約 26 万円、ミーティングブース（半個室型）が約 84 万円、ミーティングブース（オープン型）が約 72 万円、ソロワークブース（テーブル一体型）が約 31 万円、ソロワークブース（ソファ一体型）が約 48 万円、パーソナルテーブルが約 5 万円となっている。

*** 入札状況について**

一般競争入札において 5 者からの参加申込みがあり、最も低い価格で応札した業者に決定した。

*** 契約金額が割高となった理由について**

ミーティングブース（半個室型）を 48 セット取得予定であるが、テーブル、ベンチ及びパネルがセットとなっているため、1 セット当たりの単価が他の什器と比べて高額になっていることが要因の一つであると考えられる。

*** 什器の計画的な設置について**

本件什器の取得は、計画に基づいて実施するものであり、令和 6 年 3 月 29 日を納入期限としているが、業務への影響を考慮し、本庁舎への移転後である令和 5 年 7 月から 9 月の間に納入が完了するよう、落札業者及び移転作業事業者との調整を行っている。

《意見》

*** 上下昇降テーブルを障害者の方が利用する際には、利用方法の周知を適切に行ってほしい。**

*** 取得した各什器を有効活用し、より良い労働環境を整備してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 105 号 川崎市役所第 2 庁舎解体撤去・広場等整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 石綿含有物の把握及び近隣への影響について**

第 2 庁舎の床や天井等について目視により調査を行い、床材に使用されている P タイル等に、石綿が含有していることを確認した。

現状のままでは人体に害は生じないが、解体時には粉じんとなり有害となるため、近隣に拡散させないように適正に処分を行う。また、解体・撤去工事に並行し、石綿含有物の調査を継続して行っていく予定である。

*** トイレ及びベンチの設置について**

第 2 庁舎跡地広場は、イベント開催時に本庁舎と一体的に利用することを想定して、水道や電源利用を可能とする設備及びベンチを設置予定であるが、トイレは設置せず、本庁舎のトイレ利用を案内する予定である。

*** 監視体制について**

監視カメラを設置し、本庁舎の中央監視室において監視を行う。

*** 喫煙所の設置について**

健康増進法上、第一種施設の敷地内は原則禁煙とされており、周辺の通行人等へ受動喫煙させないような措置を講じた場合や、第一種施設の中に、第二種施設が明確に区分されている場合は、例外的に、喫煙所を設置することが認められる。第2庁舎跡地広場は、第一種施設である本庁舎の敷地外にあるが、広場と本庁舎の一体性を考慮して、喫煙所を設置しないこととしている。なお、第二種施設である議会フロアには喫煙所の設置を予定している。

*** 入札状況について**

一般競争入札において、2者が辞退し、2者が応札した結果、横山・佐田共同企業体が落札することとなった。なお、2者の辞退理由については、把握していない。

*** 低入札価格調査の結果について**

落札業者の入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施したものである。落札した共同企業体の構成員である株式会社横山工務店及び佐田建設株式会社は、それぞれ長年にわたり継続的に本市発注の工事を受注し、施工ノウハウを蓄積していること、また、低入札価格調査基準価格との差額は僅かであったことから、入札価格での適正な施工が可能であると判断した。

《意見》

- * 解体・撤去工事の進捗に遅れが出ないように、また、石綿等による近隣への影響が生じることのないよう、安全性に配慮して計画的に工事を進めてほしい。
- * 第2庁舎跡地広場は様々な方が利用することになるため、安全な利用を確保するためにも、監視及び警備体制の整備を適切に行ってほしい。
- * 民有地の禁煙エリアにおいて喫煙がなされている現状を踏まえ、第2庁舎跡地広場へのクローズタイプの喫煙所の設置など、喫煙者及び非喫煙者のすみ分けが可能となるよう対応を検討してほしい。
- * 入札金額が低入札価格調査基準価格を下回ったことを踏まえて、契約の履行段階において、契約内容に見合った施工がなされるように、質を担保する対応を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第108号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第109号 川崎市農業委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

*** 議案書への推薦団体の掲載について**

議案書への適切な記載方法について、今後検討していく。

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 1 1 2 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用における審査について

交付金の審査に当たっては、感染症対策、市民・事業者支援、デジタル化、環境・脱炭素、原油価格・物価高騰の 5 つの視点を踏まえて、各局の提案が交付金の趣旨に適合するか否かについて審査を行い、本補正予算に計上している。

* 地方創生臨時交付金の申請可能額について

通常分については約 1, 2 0 0 万円、推奨メニュー分については約 6. 9 億円となっている。申請可能額の活用については、今後、各局の意向調査を実施した上で、効果的に活用していきたいと考えている。

* 防犯対策事業費の助成対象及び助成割合について

町内会等が所有する約 7, 4 0 0 灯の防犯灯について、ＬＥＤ化に係る経費の 3 分の 2 を助成するものである。現時点で、既に約 4, 1 0 0 灯のＬＥＤ化を完了しているため、残りの約 3, 3 0 0 灯が助成の対象となる。

* 民間保育所等に対する給食費等の助成について

物価高騰による給食費の保護者負担や光熱水費高騰による運営費の負担を軽減するため、公立保育所、私立幼稚園、認可外保育所、認定こども園等を対象として、高騰分を助成するものである。給食費として一月 6 9 0 円を 6 か月分補助し、電気料金一月 2 3 9 円、ガス料金一月 1 4 5 円に利用定員数を乗じた額を助成する。

* ＬＰガス料金の高騰に対する補助について

県は、県内のＬＰガス利用者に対して料金値引きを行うＬＰガス販売事業者を対象に支援金を支給することとしているが、本市では、他都市の状況を踏まえ、市独自の補助を実施しないこととした。

* 福祉施設等物価高騰対策事業費に係る助成について

高齢者施設、障害者施設及び救護施設における光熱水費高騰による運営費の負担を軽減するため、高騰分を助成するものである。助成金額は、施設ごとに異なるが、入所施設は 2 万 8, 0 0 0 円、通所施設のうち、大規模施設の場合は 2 0 万円、小規模施設の場合は 1 2 万円としている。

* 商業力強化事業費に係る助成について

公衆浴場 3 2 施設を対象とし、令和 5 年 4 月時点における燃料費等の高騰分を助成するものである。

* 商店街活性化・まちづくり連動事業費に係る助成について

商店街に対して、街路灯のＬＥＤ化に係る経費の 3 分の 2、また、電気料の高騰分をそれぞれ助成するものである。商店街に対する既存の各種助成事業の実績を分析し、地域課題を考慮した支援内容の検討を実施していく。

* 下半期における物価高騰対策について

本補正予算では上半期の物価高騰を対象としているが、下半期については、

昨年度には限度額約 3.8 億円が国から示されたことを踏まえて、交付金の残額や県費での対応を考慮した上で、対応を検討していく。

*** 市民プラザにおける耐震診断結果を踏まえた対応について**

市民プラザについては、これまでに行った耐震補強により、一定程度の耐震性が確保されているが、耐震診断結果を踏まえて、今後の耐震対策を検討していくものと聞いている。

*** 市有 14 施設の耐震診断結果を踏まえた利用者への周知について**

移転が予定されている菅生保育園については、耐震診断結果と併せて移転の案内の周知も行っており、その他の施設についても、利用の安全性を確保するためにも、利用者へ迅速に周知を図っていく。

*** 診断結果を踏まえた耐震対策に係る総事業費について**

市民プラザについては、現在検討している耐震計画を策定し、耐震工事の設計を行った上で、事業費を積算することとなる。その他の事業費については、本補正予算において、耐震工事の設計に係る予算を計上しているため、当該設計を踏まえて事業費を積算していくこととなる。

*** 特別養護老人ホームエレベーター更新工事の再入札に向けた対応について**

エレベーターの工場製作が行われている期間においては、監理技術者等の専任配置を要しないものとして、常駐義務を緩和することとしている。

*** 国際経済推進事業費に係る取組実績について**

令和 4 年度における一般消費者向け国際電子商取引のテストマーケティングでは、130 種類の商品の受注や、複数のビジネスマッチングを成立させたという実績を確認している。

*** 川崎駅周辺総合整備事業費に係る取組内容について**

川崎駅周辺総合整備計画に基づき、新本庁舎への移転や、全国都市緑化かわさきフェアの実施に向けた川崎駅周辺の回遊性を高めるため、経済対策として地方創生臨時交付金を活用し、心地よい空間づくりとして、稲城公園における芝生化、Wi-Fi 環境の整備等によるハード面の整備を行うものである。今後、財源の確保を含めた、川崎駅周辺におけるイベントの開催等のソフト面の取組に係る効果検証を踏まえた検討を行うことで、更なる回遊性の向上につなげていきたいと考えている。

*** 市営住宅管理経費に係る申請額の誤りについて**

令和元年度及び令和 2 年度における国庫補助金の申請額に誤りがあったため、受入れ超過分を国に返還するものであるが、今後、申請事務の適正化に向けて、コンプライアンス部門と連携し、再発防止に努めていくものと認識している。

*** 省エネ家電等への買換え促進に係る支援策について**

省エネ家電等への買換え促進に向けた支援制度の実施により、温室効果ガスの削減において一定程度の効果が見込まれるが、買換え需要が不明瞭であることから、本補正予算に計上するには至らなかったものである。

*** 勤労者福祉対策事業費に係る支援内容について**

令和 6 年 4 月から適用される労働時間の上限規制を踏まえて、働き方改革・

生産性向上に取り組む市内中小物流事業者に対し、支援を行うものである。

*** 就業支援事業費に係る支援の目的について**

生産性向上に向けた取組を進める一方で、市内中小企業における人材不足の課題に対し迅速に対応することを目的として、外国人留学生とのマッチングを促進するための支援を実施していく。

*** 太陽光発電設備導入支援事業費に係る支援内容の検討経過について**

地方創生臨時交付金の活用において、環境局からの脱炭素に資する取組として、太陽光発電設備導入支援事業の提案を受けたものである。交付金の趣旨に照らして審査を行い、本補正予算に計上するに至ったものである。支援内容の検討段階における川崎市電設工業会からの要望の有無については、財政局として把握していない。

《意見》

*** 地方創生臨時交付金の限度額が上乗せされることが想定されるため、各局の動向を事前に把握し、計画的かつ効率的に交付金を活用できるよう、取組を進めてほしい。**

*** 物価高騰対策については、助成に係る周知を丁寧に行い、滞りなく支援が実施されるよう、申請者に寄り添った取組を進めてほしい。**

*** 太陽光発電設備導入支援事業費に係る支援については、過去に類似の例がない特異なものと考えするため、公金支出の在り方について、今後も引き続き議論を進めてほしい。**

*** 本議案の大部分には賛同するが、太陽光発電設備導入支援事業費に係る支援の必要性及び妥当性等について、市の考え方に賛同しかねるため、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 1 1 3 号 令和 5 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 本補正予算の概要について**

令和 4 年度の入札が不調となったハードケース置場新築工事の再入札に向けて不足する予算を計上し、また、バンク改修工事における追加工事へ対応するため、補正予算により対応を行うものである。

*** 補正予算による対応の理由について**

バンク改修工事において、地中埋設物及び地下水が当初の想定よりも高い位置にあることが判明し、追加工事が必要となったものである。

《審査結果》

全会一致原案可決